

市民税・県民税 特別徴収税額通知書の見方

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

給与収入については、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。

給与収入額から給与所得控除額を引いた金額が給与所得です。

給与以外の合算所得があれば、その所得の合計額が表示されます。該当する所得に*印が入ります。

総所得金額は、給与所得とその他の所得計を合計したものを記載しています。

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

総合課税

総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を記載しています。(①-②=③)

分離課税

山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年以下保有)
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得(5年超保有)
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当	申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	控除	控除	所得控除合計②
(摘要) 市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合は、ここに税額控除額を記載しています。					

課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引									
税額	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額⑫-⑬-⑭	変更前税額⑫	増減額⑮(⑧-⑫)	変更月

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所	個人番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市役所に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市役所へ毎月給与から差し引かれる税額を記載しています。特別徴収税額を月割りに計算したものです。

平成 年 月 日	佐野市長			
納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先 佐野市役所 市民税課 市民税係 (電話 0283-20-3008)

【所得控除】

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めめるために、下表の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示	障・寡・勤	障害者控除・寡婦控除・寡夫控除 勤労学生控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示	配偶者	配偶者控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示	配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示	扶養	扶養控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示	基礎	基礎控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示	金額については、通知書の裏面をご覧ください。	

人的控除等の内訳を記載しています。

	扶養親族該当区分	本人該当区分
控配	控除対象配偶者がいる場合*を表示	未成年者 未成年者の場合*を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合*を表示	特障 特別障害者の場合*を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障 普通障害者の場合*を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦 寡婦の場合*を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡 特別寡婦の場合*を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	寡夫 寡夫の場合*を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生 勤労学生の場合*を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示	
特障	特別障害者の人数を表示	
他障	普通障害者の人数を表示	
繰越損失	繰越損失がある場合*を表示	

【税額】 市・県民税の税額を計算しています。

- ④税額控除前所得割額
所得区分に応じて、課税標準に税率をかけて計算します。
(総合課税分) 課税総所得金額(③)×市民税6%、県民税4%
- ⑤税額控除額
調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割戻又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額を記載しています。
- ⑥所得割額
税額控除前所得割額(④)-税額控除額(⑤)です。
- ⑦均等割額
市民税 3,500円、県民税 2,200円 です。
- ⑧特別徴収税額
市民税・県民税の合計額を表示しています。